

諮問庁：地方独立行政法人北九州市立病院機構理事長

諮問日：令和 3 年 9 月 7 日（諮問第 6 8 号）

答申日：令和 4 年 5 月 6 日（答申第 6 8 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

地方独立行政法人北九州市立病院機構理事長が行った不存在を理由とする不開示決定は、妥当である。

第 2 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

令和 3 年 2 月 1 5 日付けで北九州市個人情報保護条例（平成 1 6 年北九州市条例第 5 1 号。以下「条例」という。）第 1 6 条第 1 項に規定する開示請求権に基づき行った、「ひ骨とけい骨の全診療記録と治療記録（ただし、変形性膝関節症の治療にかかるものを除く 3/17tel にて確認）」を対象とする保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、同年 3 月 2 9 日付け北九病医経第 2 7 8 号により地方独立行政法人北九州市立病院機構理事長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める（以下「本件審査請求」という。）。

2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、概ね次のように要約される。

- (1) 平成〇年〇月〇日に北九州市立医療センター（以下、「医療センター」という。）で施行した骨切り術について、事前にインフォームドコンセントがなされていない。
- (2) 医学的根拠のない手術を虚偽診断書作成で行い身体障害者にさせられた。
- (3) 骨切り術を行うに当たり、〇〇病院の医師が診断した傷病名「半月板損傷」を「変形性膝関節症」に改ざんし、その事実を隠ぺいしている。医療過誤ではなく刑事事件である。

第 3 処分庁の主張

1 処分庁の主張の要旨

処分庁の主張は、概ね次のように要約される。

- (1) 処分庁は、審査請求人に対し、医療センターにおいて、変形性膝関節症の治療の一環として骨切り術等を施行し、その後の経過を観察してきたが、変形性膝関

節症の治療以外に、腓骨と脛骨について診療及び治療をしたことはないから、開示請求に係る保有個人情報から変形性膝関節症の治療に係る記録を除く、腓骨と脛骨の全診療記録と治療記録を処分庁が保有しているはずがない。

- (2) インフォームドコンセントは行っており、審査請求人から同意の署名を得ている。また、骨切り術は、世間一般で行われている術式であり、腓骨が癒合していないことに問題はなく、同人から苦情を呈される都度、説明を行っている。なお、障害は適切な医療行為により生じた結果であり、医療センターが責任を負うものではないと考えている。
- (3) 変形性膝関節症という診断は、同人が〇〇病院を受診したときに確定したものであり、医療センターが傷病名を「改ざん」あるいは「隠ぺい」などしていないことは、〇〇病院による診療情報提供書から明らかである。

2 結論

よって、原処分は適法かつ正当な処分であり、本件審査請求は理由がないから、棄却を求める。

第 4 審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

- ① 令和 3 年 9 月 7 日 諮問の受付
- ② 令和 3 年 1 1 月 9 日 審議
- ③ 令和 3 年 1 2 月 9 日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和 4 年 1 月 2 5 日 審査請求人からの意見聴取、審議
- ⑤ 令和 4 年 4 月 2 7 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

当審査会は、本件審査請求の対象となった本件保有個人情報の不開示決定について、処分庁及び審査請求人の主張を検討した結果、以下のとおり判断する。

1 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、腓骨と脛骨の全診療記録と治療記録（ただし、変形性膝関節症の治療にかかるものを除く）が分かるものである。

2 本件保有個人情報の保有の有無について

- (1) 審査請求人は、自身の傷病名は変形性膝関節症ではなく半月板損傷であり、この治療に係る保有個人情報の開示請求をしている旨主張している。

これに対し、処分庁は、審査請求人に対し、医療センターにおいて、変形性膝関節症の治療の一環として骨切り術等を施行し、その後の経過を観察してきたが、

当該傷病名（変形性膝関節症）以外に、腓骨と脛骨について診療及び治療をしたことはない旨主張する。

- (2) この点、処分庁及び審査請求人の主張並びに双方から提出された証拠書類から判断すると、転院前の〇〇病院において審査請求人の傷病名は半月板損傷及び変形性膝関節症と診断され半月板損傷に係る除去手術が行われたこと、また、転院後の医療センターにおいて変形性膝関節症に係る手術等の診療は行われたが半月板損傷については転院前に治療が終了したため診断に至らなかったことがうかがわれる。

また、医療センターの診療記録には、変形性膝関節症の傷病名はあるが、半月板損傷の傷病名がないことから、同センターにおいては、腓骨と脛骨について、変形性膝関節症の治療は行われたが、変形性膝関節症以外の傷病名（半月板損傷等）の治療は行われていないことが認められる。

- (3) そうすると、審査請求人が主張する変形性膝関節症以外の傷病名（半月板損傷等）の治療に係る腓骨と脛骨の医療記録は存在しないとする処分庁の主張に不合理、不自然な点はないと認められる。
- (4) よって、当審査会としては、原処分が不存在を理由に不開示と決定したことは妥当と判断する。

3 審査請求人の主張について

当審査会は、北九州市個人情報保護条例に基づき、保有個人情報の開示決定等に係る審査請求について、審査庁から諮問を受けて事案の調査審議を行った上で答申を行うこととされており、ここでいう具体的な審議内容は、保有個人情報の開示又は不開示の適否についてである。

この点、審査請求人は、審査請求書等において、医学的根拠のない手術を虚偽診断書作成で行い身体障害者にさせられた、医療過誤ではなく刑事事件であるなどといった旨の主張を展開しているが、このような主張は当審査会の審議対象ではないことを申し添える。

4 まとめ

以上のとおり、原処分は適法かつ妥当であり、本件審査請求には理由がないと認められるので、前記第 1 のとおり判断する。

北九州市個人情報保護審査会

会長 時 枝 和 正

委員	姜	信	一
委員	重	永	西子
委員	日	高	京子
委員	松	木	摩耶子